

# 愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第2523号

平成25年11月19日火曜日 第2523号

◇ 目 次 ◇
告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共	に同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可…(	市町振興課	)	896
愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更		(税務課	)	896
介護機関(居宅介護事業者)の指定	(	保健福祉課	)	897
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定	(	"	)	897
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定	(	"	)	897
介護機関(介護予防事業者)の指定	(	"	)	898
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定	(	"	)	898
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更	(	"	)	898
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更	(	"	)	899
指定介護機関(介護予防事業者)の変更	(	"	)	899
指定介護機関(居宅介護事業者)の休止の届出	(	"	)	900
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出	(	"	)	900
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の休止の届出	(	"	)	900
指定介護機関(介護予防事業者)の休止の届出	(	"	)	901
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の休止の届出	(	"	)	901
保安林の指定の解除	(	森林整備課	)	901
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示	(	"	)	901
落札者等の告示		( 会計課	)	902
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線)	(南予地方局八幡浜	土木事務所	)	902
道路の供用開始(県道大洲野村線)	(南予地方局大洲	土木事務所	)	902
医師の指定	(身体障害者	更生相談所	)	902
指定医師の所在地の変更	(	,	)	903
指定医師の辞退の届出	(	,	)	903
選挙	管理委員会告示			
政治団体の設立の届出	(選挙	管理委員会	)	903
政治団体の届出事項の異動の届出	(	"	)	903
政治団体の解散の届出	(	"	)	904
資金管理団体の解散の届出	(	"	)	904

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

#### ○愛媛県告示第1249号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 変更事項
- (1) 事務の変更事項

伊予市中山地域(平成17年3月31日現在における伊予郡中山町の区域をいう。)における一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を除く。)の設置、管理及び運営に関する事務並びに一般廃棄物(し尿を除く。)の処理に関する事務の追加

(2) 規約の変更事項

上記の事務の変更事項に係る規定の変更

- 2 変更年月日
- (1) 事務の変更年月日

平成26年4月1日

- (2) 規約の変更年月日
  - 平成26年4月1日
- 3 変更許可年月日

平成25年11月11日

## ○愛媛県告示第1250号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成25年11月5日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。 平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売りさ	ばき人	変	更	事	項	
番号	氏	名	新		旧		

14	愛媛県猟友会	1	売りさばき所	1	売りさばき所
	宇摩支部		四国中央市金生		四国中央市土居
	村 上 眞 啓		町下分2550 - 51		町蕪崎869

## ○愛媛県告示第1251号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居 宅 介 護 事 業	を 行 う 事 業 所	指定年月日		
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
株式会社さがわ	伊予郡砥部町宮内859番地	株式会社さがわ	伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年 9 月 1 日		
医療法人くろみつクリニック	今治市鄉新屋敷町三丁目4番 11号	くろみつクリニック	今治市鄉新屋敷町三丁目 4 番 11号	平成25年9月1日		
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目 3 番37号	レデイ薬局大洲長浜店	大洲市長浜甲448番地 1	平成25年 9 月 1 日		
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目 1 番地 5	JAおちいまばり歯科診療所	今治市鐘場町一丁目2番地9	平成25年 9 月24日		
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目 1 番地 5	JAおちいまばり伯方歯科診 療所	今治市伯方町叶浦甲1666番地 4	平成25年 9 月24日		
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町六丁目2番5 号	デイサービスセンター笑歩会	宇和島市保田甲981番地 1	平成25年10月 1 日		

#### ○愛媛県告示第1252号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護支援事業者) の名称	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所 所 在 地	指定年月日
NPO法人西条	西条市河原津甲503番地 1	居宅介護支援事業所あゆみ	西条市河原津甲503番地 1	平成25年10月 4 日

## ○愛媛県告示第1253号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定福祉用具販売事業者)を次のように指定した。 平成25年11月19日

介護機関(特定福祉 用具販売事業者)	主たる	s 事 務	所の	特定福	祉用具販売	事業を行	うう事業	業所	指定年月日
の名称	所	在	地	名	称	所	在	地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
株式会社さがわ	伊予郡砥部	邓町宮内859	番地	株式会社さがわ		伊予郡砥	7郡砥部町宮内859番地		平成25年 9 月 1 日

# ○愛媛県告示第1254号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者) の名称	主たる事務所の所 在 地	介 護 予 防 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所	指定年月日		
株式会社さがわ	伊予郡砥部町宮内859番地	株式会社さがわ	伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年 9 月 1 日		
医療法人くろみつクリニック	今治市郷新屋敷町三丁目 4 番 11号	くろみつクリニック	今治市郷新屋敷町三丁目 4 番 11号	平成25年9月1日		
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービス センター輝	今治市高市甲474番地 2	平成25年9月1日		
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目 3 番37号	レデイ薬局大洲長浜店	大洲市長浜甲448番地 1	平成25年9月1日		
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目 1 番地 5	JAおちいまばり歯科診療所	今治市鐘場町一丁目2番地9	平成25年 9 月24日		
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目1番地 5	JAおちいまばり伯方歯科診 療所	今治市伯方町叶浦甲1666番地 4	平成25年 9 月24日		
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町六丁目2番5 号	デイサービスセンター笑歩会	宇和島市保田甲981番地 1	平成25年10月 1 日		

## ○愛媛県告示第1255号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)を次のように指定した。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定介護予防 福祉用具販売事業者)	主たる事務所の	特定介護予防福祉用具	指定年月日		
個性用具販売事業有別の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	11 化 4 月 日	
株式会社さがわ	伊予郡砥部町宮内859番地	株式会社さがわ	伊予郡砥部町宮内859番地	平成25年 9 月 1 日	

# ○愛媛県告示第1256号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年11月19日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変更年月日		
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	友 史 平 万 口		
(変更後) 公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ビスセンター「結い」みしょ う	南宇和郡愛南町御荘平城3778 - 1	平成25年10月 1 日		
(変更前) 財団法人正光会		(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター結い				
(変更後) 公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ビスセンター「結い」じょう へん	南宇和郡愛南町城辺甲2934番 地	平成25年10月1日		
(変更前) 財団法人正光会		(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター「結い」じょうへん	ع خ			

(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会小規模多 機能型居宅介護事業所アロハ	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会		(変更前)   財団法人正光会小規模多機能   型居宅介護事業所アロハ	26	
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会訪問看護 ステーション	· - 宇和島市柿原1280番地	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	1 4年時刊刊版版 1250日25	(変更前) 財団法人正光会訪問看護ステ ーション	) 和最近时间,1200 出力	13,23 <del> </del> 107] 1 <u> </u>
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会宇和島病 院	  -  -   宇和島市柿原1280番地	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	) 14HB1919198 (250H2)	(変更前) 財団法人正光会宇和島病院	) 11 HE 11 HW. 1200 H20	1,002541073111
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ピスセンター虹	  -  -   宇和島市柿原1280番地	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	子作品时间原从1200亩26	(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター虹	于和岛印刷派(200亩)	十成23年10万 1 日
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ピスセンターあゆみ	· 宇和島市大宮町三丁目 2 - 10	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	于和蜀印柳原(1200亩地	(変更前) 財団法人正光会デイサービス センターあゆみ	,于和岛印入名叫二(日2·10	十成25年10月1日
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ビスセンター若葉	- - 宇和島市津島町岩松甲579	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	于作品时间版 (200亩26	(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター若葉	丁和岡川洋岡町石14年375	十成25年10月1日
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ピスセンター集い	- - 宇和島市吉田町本町69番地	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	丁和姆川州(N 1200用地	(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター集い	│ 丁和崗巾□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	十/3,25年10月1日
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会小規模多 機能ホーム だんだんの里	宇和島市三間町宮野下746番	平成25年10月 1 日
(変更前) 財団法人正光会	3.44m) (1500 H > 0	(変更前) 財団法人正光会小規模多機能 ホームだんだんの里	地	10,000 T   10,000 T

# ○愛媛県告示第1257号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の名称及び居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	- 変更年月日	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	2 X + 7 L	
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会宇和島病 院	- 宇和島市柿原1280番地	亚成25年10日 1 日	
(変更前) 財団法人正光会	于作品印刷形(200曲)	(変更前) 財団法人正光会宇和島病院	于作品印机版(200亩地	平成25年10月1日	

## ○愛媛県告示第1258号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の名称及び介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成25年11月19日

介 護 機 関 ( 介 護 予 防 事 業 者 ) の	主たる	3 事	務所	Ø	介	護	予	防	事	業	を	行	う	事	業	所	変更	年 月	l B	
名称	所	在		地	名				称			所		在		地	~ ~	. ,.	_	

(変更後) 公益財団法人正光会	」宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ビスセンター「結い」みしょ う	南宇和郡愛南町御荘平城3778	平成25年10月 1 日	
(変更前) 財団法人正光会		(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター結い	- 1		
(変更後) 公益財団法人正光会	字和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ビスセンター「結い」じょう へん	南宇和郡愛南町城辺甲2934番 - 地	平成25年10月 1 日	
(変更前) 財団法人正光会		(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター「結い」じょうへん	*E		
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会小規模多 機能型居宅介護事業所アロハ	南宇和郡愛南町城辺甲2934番	平成25年10月 1 日	
(変更前) 財団法人正光会	→ 十九 両 17 仲 版 1200 亩 20	(変更前) 財団法人正光会小規模多機能 型居宅介護事業所アロハ	】地 ————————————————————————————————————		
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会宇和島病 院	- 宇和島市柿原1280番地	平成25年10月 1 日	
(変更前) 財団法人正光会	→ 十九 両 17 仲 版 1200 亩 20	(変更前) 財団法人正光会宇和島病院	, 于和岛印柳原 1200亩地	十成23年10月1日	
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサー ビスセンター虹	- 宇和島市柿原1280番地	平成25年10月 1 日	
(変更前) 財団法人正光会	于和局中机场(20 <b>0</b> 街地	(変更前) 財団法人正光会デイサービス センター虹	于和局中仰凉(200留地	十10人25年10月1日	
(変更後) 公益財団法人正光会	- 宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会小規模多 機能ホームだんだんの里	宇和島市三間町宮野下746番	亚成25年10日 1 日	
(変更前) 財団法人正光会	丁和區中州派 (200亩)	(変更前) 財団法人正光会小規模多機能 ホームだんだんの里	地	平成25年10月 1 日	

#### ○愛媛県告示第1259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	休止に係る居宅介言	休止年月日	
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	休止年月日
有限会社水野企画	徳島県美馬市脇町大字猪尻字 建神社下南120番地 5	有限会社水野企画八幡浜営業所	八幡浜市1510番地53	平成25年 9 月30日

# ○愛媛県告示第1260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅	主たる事	務所の	廃止に係	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所				
介護支援事業者)の 名 称	所 在	地	名	称	所	在	地	・ 廃 止 年 月 日
有限会社ユニット・ワン	伊予市米湊855番均	也11	居宅介護支援事	<b>薬</b> 所ユニット・	伊予市灘町302番地1			平成25年 9 月19日

# ○愛媛県告示第1261号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定福祉用具販売事業者)から、特定福祉用具販売事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成25年11月19日

介護機関(特定福祉	主たる事務所の	休止に係る特定福祉用具	具販売事業を行う事業所	<i>*</i>
用具販売事業者) の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	休止年月日
有限会社水野企画	徳島県美馬市脇町大字猪尻字 建神社下南120番地 5	有限会社水野企画八幡浜営業 所	八幡浜市1510番地53	平成25年 9 月30日

#### ○愛媛県告示第1262号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)の	主たる事務所の	休止に係る介護予院	休止年月日	
予防事業者)の       名	所 在 地	名 称	所 在 地	休止年月日
有限会社水野企画	有限会社水野企画 德島県美馬市脇町大字猪尻字 建神社下南120番地 5		八幡浜市1510番地53	平成25年 9 月30日

## ○愛媛県告示第1263号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定介護予防 福祉用具販売事業者)			主たる事務所の			休止に係る	特定介護予防福祉	事業所	休止年月日		
歯性用具の	的现在争集 名	<b>有</b> ) 称	所	在	地	名	称	所	在	地	休 止 年 月 日 
有限会社水	〈野企画			馬市脇町大 <sup>5</sup> 南120番地 5		有限会社水野	企画八幡浜営業	八幡浜市	1510番地53		平成25年 9 月30日

#### ○愛媛県告示第1264号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西宇和郡伊方町大久字アカイワ608の7から608の11まで、622 の3、623の9
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

# ○愛媛県告示第1265号

保安林の指定施業要件の変更(平成25年7月愛媛県告示第863号及び第865号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所

#### 在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
今治市玉川町與和木字コ セフラ乙9の3	越智郡玉川町大字與和木甲711 番地 門 田 金 治	森林所有者
今治市朝倉上乙778	山口県玖珂郡由宇町6378番地 越 智 久 士	"
今治市朝倉上乙781の1	越智春吉	"

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第1266号

次のとおり落札者を決定した。 平成25年11月19日

## 愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
X線分析システム 1式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成25年11月6日	はじめ科学株式会社 愛媛県松山市問屋町 3 番 7 号	円000, 000, 88	一般競争入札	平成25年9月24日

## ○愛媛県告示第1267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成25年11月19日

## 愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	島井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越1118番 2 から		旧	メートル 10.0~14.3	キロメートル 0.057	
	旦	扇升音 <b>小</b> 洋線	同町伊方越1119番 2 地先まで		新	10 8~27 5	0 .057	

## ○愛媛県告示第1268号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成25年11月19日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	大	洲野村	線	大洲市松尾19番目 同市松尾17番17							平成25年11月19日

## ○愛媛県告示第1269号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成25年11月19日

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、音声、言語機能障 害	脳神経外科	社会医療法人石川記 念会HITO病院	石 原 学	四国中央市上分町788番地 1	平成25年 11月 1 日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸 機能障害	リハビリテー ション科、内 科	伊 予 病 院	竹 内 亮	伊予市八倉906番地 5	平成25年 11月 1 日
肝 臓 機 能 障 害	消化器内科(	住友別子病院	松村周治	新居浜市王子町 3 番 1 号	平成25年 11月 1 日
肝臓機能障害	消化器内科(	住友別子病院	萩原宏明	新居浜市王子町 3 番 1 号	平成25年 11月 1 日
肝 臓 機 能 障 害	内 科 2	大洲中央病院	大久保 啓 二	大洲市東大洲 5	平成25年 11月 1 日
肝臓機能障害	内 科 2	大洲中央病院	池 本 純	大洲市東大洲 5	平成25年 11月 1 日

肝	臓	機	能	障	害	内 科	大洲中央病院	近 藤 誠 司	大洲市東大洲 5	平成25年 11月 1 日
肝	臓	機	能	障	害	内科	大洲中央病院	寺 尾 孝 志	大洲市東大洲 5	平成25年 11月 1 日

## ○愛媛県告示第1270号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

					旧	所	在	地	新		所	在	地		変 更
	医	師	氏:	名	病院又は診療所の	の名称	同:	左 所 在 地	病院又は診療所の名称			同左所在地			年月日
¥	k	田		聡	社会医療法人石川記 TO病院	記念会HI	四国中央市	市上分町788番地 1	国立大学法人愛附属病院	媛大学	医学部	東温市志	津川		平成25年 10月 1 日

## ○愛媛県告示第1271号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成25年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、音声、言語機能障 害	脳神経外科	社会医療法人石川記 念会 H I T O 病院	曽我部 周	四国中央市上分町788番地 1	平成25年 10月 7 日
肢体不自由、音声、言語機能障 害	リハビリテー ション科	伊 予 病 院	鴻 上 繁	伊予市八倉906番地 5	平成25年 10月10日
肝 臓 機 能 障 害	消化器内科	住友別子病院	松本栄二	新居浜市王子町 3 番 1 号	平成25年 10月18日

## 選挙管理委員会告示

# ○愛媛県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成25年11月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会	計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
以 占 凹 体 切 右 柳	代 表 者	会計責任者	エたる事務別の別任地	<b>油山平月口</b>	1佣 15
角田ともえと楽しく未来を語る会	仙波伸美	仙 波 美 和	松山市松末二丁目14 - 24	平成25年10月9日	
橋村たみお後援会	矢 野 幸 保	丸井慎也	松山市立花三丁目 2 - 30 - 1	平成25年10月11日	
松本ひろかず後援会	田 中 等	川崎勇治	松山市神浦3691 - 3	平成25年10月11日	

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成25年11月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項		項	新	П	届出年月日	備考		
中下元夫後援会	主たる	5事務月	折の所	在地	松山市古三津二丁目16 22	松山市住吉二丁目11 11	平成25年10月3日		

										T	1	
日本維新の会愛媛県総支 部	主たる事務所の所在地			松山市千舟町五丁目4 5				宇和島市中央町二丁目1-7	平成25年10月8日	政党の支部		
自由民主党久万高原支部	主たる事務所の所在地			上浮穴郡久万高原町久万276			高原町久万276	上浮穴郡久万高原町直瀬甲813 - 2	平成25年10月10日	政党の支部		
	代		表	Ė	者	滝	野		志	小 川 光 雄		
	会	計	責	任:	者	中	野	克	仁	宇都宮春生		
自由民主党松野支部	会	計	責	任:	者	加	藤	康	幸	赤松紀幸	平成25年10月16日	政党の支部

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年11月19日

## 愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代	表者	の氏	名	解散年月日		
うわじまいけんやないの会	赤	松	傳	雄	平成25年 9 月30日		

藤	堂		武	継	後	È	援	会	岡	田		暢	平成25年 9 月30日
自	由	民	主	党	柳	谷	支	部	Щ	下	清	則	平成25年10月11日
長	橋	じ	ф	ю	じ	後	援	슷	長	橋	準	治	平成25年10月18日
萩	森		良	房	後	È	援	숝	中	野	輝	美	平成25年10月25日
緑	O	D	党		え	7	)	め	小	倉		正	平成25年10月25日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。 平成25年11月19日

# 愛媛県選挙管理委員会委員長 西 篠 健

届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体で なくなった旨の 届出年月日	備考
長 橋 準 治	今治市議会議員	長橋じゅんじ後援会	今治市矢田甲98 - 1	長橋準治	平成25年10月18日	

平成25年11月19日 発行 904